

株式事務取扱規則

東洋証券株式会社

株式事務取扱規則

第1章 総 則

第1条 (目 的)

当会社の株式および新株予約権に関する取扱い（株主の権利行使に際しての手続き等を含む。）および手数料については、定款の規定に基づきこの規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

2. 当会社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第3条 (請求または届出)

この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第24条第1項に定める場合は、この限りでない。

2. この規則による請求または届出を、代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出するものとする。
3. 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、または証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取り扱うことができるものとする。

第4条 (証 明 書)

この規則による請求または届出について当社が必要と認めるときは、証明書類等の提出を求めるものとする。

2. 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、前項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

第5条 (株主名簿への記載または記録等)

当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

2. 当社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

第6条（株主名簿に使用する文字・記号）

株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

第7条（新株予約権原簿への記載または記録等）

新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

第8条（株主等の住所および氏名または名称の届出）

株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の届出（変更の届出を含む。）は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第9条（外国居住株主等の届出）

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
3. 第1項の届出（変更の届出を含む。）は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第10条（法人の代表者）

株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の届出（変更の届出を含む。）は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第11条（共有株主の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者1名を定めて、その住所および氏名または名称を届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の届出（変更の届出を含む。）は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第12条（法定代理人）

株主等に親権者または後見人等の法定代理人がいるときは、当該法定代理人の住所および氏名または名称を届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の届出（変更の届出を含む。）は、証券会社等および機構を経由して届け出なければ

ばならない。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第13条（その他の届出）

第8条から前条までに定める届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、または証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

2. 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第14条（新株予約権者の届出事項等）

当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第8条から前条までを準用する。ただし、第7条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取り

第15条（買取請求の方法）

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第16条（買取価格の決定）

単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第17条（買取代金の支払）

当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払うものとする。

第18条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続きを完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

第19条（買増請求の方法）

単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第20条（買増請求の制限）

同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

第21条（買増価格の決定）

単元未満株式の買増単価は、第19条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第22条（買増請求の受付停止）

当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他の株主確定日

2. 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第23条（買増株式の移転の時期）

買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第6章 少数株主権等の行使方法

第24条（少数株主権等の行使方法）

社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項および第4条を適用するものとする。

第7章 手数料

第25条（手数料）

当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。ただし、書類の謄写等に伴う実費を請求することができる。

2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第8章 雑則

第26条（総株主通知に係る正当な理由）

振替法第151条第8項に定める正当な理由があるときとして、当会社がこの規則に定

めるものは、次のとおりとする。

- (1) 発行者が、法令、上場規則、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。
- (2) 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (3) 発行者が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他発行者または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 現在の株式保有者に対して通知をなす必要があると取締役会が判断したとき
- (6) 現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断したとき
- (7) 株主の意思を確認するための手続きを実施するとき

第 27 条（情報提供に係る正当な理由）

振替法第 277 条に定める正当な理由があるときとして、当会社がこの規則に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 加入者の同意があるとき
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認する必要があるとき
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認する必要があるとき
- (4) 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
- (6) 会社が、特定の者が株主として少数株主権等を行行使する旨を認知した場合
- (7) 大量保有報告書の記載の正確性について調査の必要がある場合

第 9 章 規則の改廃

第 28 条（改 廃）

この規則の改廃は、取締役会の決議による。

付 則

この規則は、昭和 39 年 6 月 1 日から実施する。

付 則

第 1 条（株券喪失登録者による株券喪失登録の抹消の申請）

株券喪失登録者が株券喪失登録を抹消するときは、所定の申請書を提出するものとする。

第 2 条（株券所持者による抹消の申請）

株券喪失登録がなされた株券（以下「当該株券」という。）を所持する者が当該株券喪

失登録の抹消を申請するときは、所定の申請書に当該株券および本人確認書類を添えて提出するものとする。

第3条（諸届の準用）

株券喪失登録者が株券喪失登録簿の記載または記録を変更するときは、第8条から第13条までの定めを準用し、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に届け出るものとする。

第4条（経過措置）

付則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

改正年月日

昭和43年4月1日	昭和50年11月28日
昭和57年12月17日	昭和60年12月20日
昭和61年3月10日	昭和61年6月3日
平成元年4月1日	平成3年7月29日
平成11年10月1日	平成12年2月14日
平成13年10月1日	平成15年3月20日
平成17年10月1日	平成18年6月29日
平成20年5月1日	平成21年1月5日
平成21年6月26日	平成25年8月26日